主

原判決中被告人A、同Bに関する部分を破棄する。

同被告人等を各懲役三月に処する。

押収にかかる海図五枚及び大蔵事務官Cが差押えた真鍮屑(薬莢屑)千七百貫、進駐軍ボロ作業着上百七十八着、下百二十九着、鉛屑三十貫、型鉛三個はいずれもこれを没収する。

原審の訴訟費用中証人D、Eに支給した分は被告人Bの負担とする。

理由

検察官の控訴趣意第一点について。

原判決が、本件F丸をもつて無免許輸入の犯罪行為の用に供した舶船であることを認めながら、被告人Bの適法な所有または占有に属さないとの理由でこれを没収しなかつたことは所論のとおりである。

そこで、まず本件F丸が同被告人の所有であつたかどうかの点について検討するに、原判決の挙示する証拠によると、同被告人は船を売りたいというG及びHなる者と会見したところ、所有者が女の名であつたので所有者と直接取引をすることになり、同船の所有者Eと自称する女と直接面談し、同女を確かな所有者と信じこれと交渉の結果、金三十万円を支払い同船を買受け引渡を受けこれを本件密輸入の用に供した事実及び同船はEの所有であるが、その夫Iが船長として占有中G外二名が右Iを殺害し同船を強奪したものであり、右Eと自称し売買交渉にあたつた人物は実は同人ではなくGの情婦であつた事実がそれぞれ明白である。

従って同被告人の占有が、民法第百九十二条にいわゆる平穏公然かつ善意であつたことは疑いないけれども、占有当時Gの情婦が真実権利者であると信ずるについて過失がなかつたかどうかは、記録上必すしも明白ではないが、過失があつたとすれば当然同条の適用はないしかりに無過失であつたとすれば、まさに同法第百九十三条に該当するものというべく、然る以上かかる場合には占有者は二年間はその物の所有権を取得しないものと解するのが相当であるから(大審院昭和四年十二月十一日言渡判決参照)同被告人をもつて同船の所有者であるとする所論には賛同し難い。

同第二点について。

所論に鑑み記録を精査すると被告人両名に対する原審の科刑は軽きに失すると考えられるから刑事訴訟法第三百九十七条第三百八十一条第四百条但し書に従い原判決を破棄し更に裁判をする。

原判決が証拠により確定した被告人等の原判示第一の所為は関税法第三十一条第百四条第七十六条第一項第二項刑法第六十条罰金等臨時措置法第二条に該当するから所定刑中懲役刑を選択し、その所定刑期範囲内で被告人等を各懲役三月に処し没収につき関税法第八十三条第一項、訴訟費用の負担につき刑事訴訟法第百八十一条を各適用し主文のとおり判決をする。

(裁判長判事 荻野益三郎 判事 佐藤重臣 判事 梶田幸治)